第4次

惠那市行財政改革行動計画(案)

(令和3年度~令和7年度)

- 「未来へつなぐ行政運営の推進」 -

令和2年●月

人

1.	第4%	欠恵那市行財政改革行動計画について・・・・・・・・・	4
2.		市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)	
	· -	民サービスの向上	_
	1	市民窓口サービスの向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2	行政情報発信の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	②行正	改手続の I C T 化の推進	
	1	オンライン申請手続きの推進・・・・・・・・・・・	1 0
	2	公共料金のキャッシュレス決済推進・・・・・・・・・	1 1
	③職員	員力の強化	
	1	人材育成の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	2	働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
3.	∏ 乍	簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革)	
J.	-	明系で効率があれば低音の確立 (T重) の以半) 務効率化の推進	
	1	- 職員提案による業務改善の実施 ・・・・・・・・・・	1 5
	2	業務の自動化による効率化と生産性向上・・・・・・・・	16
	_	来がの自動化にあるが平位で工法は内工	1 0
	②定員	員管理及び時間外手当の適正化	
	1	職員定数の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	2	時間外勤務手当の縮減 ・・・・・・・・・・・・・・	18
	3	定型窓口業務の民間委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	3持約	売可能な財政構造の強化	
	1	起債額の適正化と積極的な償還による地方債残高の縮減・	2 0
	2	適切な基金額の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	3	基金運用による安全確実な基金財源の確保・・・・・・・・	2 2
	4	広告収入事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	5	市有財産の有効活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	6	通園バス等の利用者の受益者負担 ・・・・・・・・・	2 5
	7	下水道区域内の水洗化率の向上 ・・・・・・・・・・	2 6

④公 共	共施設の効率的な設置・運営		
1	公共施設等総合管理計画の推進	(①集会施設関係)・・・・	2 7
2	公共施設等総合管理計画の推進	(②高齢福祉施設関係) ・	2 8
3	公共施設等総合管理計画の推進	(③農業関連施設関係) ・	2 9
4	公共施設等総合管理計画の推進	(④公営住宅関係)・・・・	3 0
5	公共施設等総合管理計画の推進	(⑤消防署所関係)・・・・	3 1
6	公共施設等総合管理計画の推進	(⑥消防団関係)・・・・	3 2
7	公共施設等総合管理計画の推進	(⑦文化施設関係)・・・・	3 3
8	公共施設等総合管理計画の推進	(⑧教職員住宅関係)・・	3 4
9	公共施設等総合管理計画の推進	(⑨学校給食センター関係)	3 5
資料	<u>위</u>		
第4	l次惠那市行財政改革行動計画(^s	令和3年度~令和7年度)	
によ	こる効果額の試算 ・・・・・・		3 7



恵那市公式キャラクター「エーナ」

第4次恵那市行財政改革行動計画について

「第3次恵那市行財政改革行動計画(平成28年度~令和2年度)」の計画期間が令和2年度で終了することから、新たに策定される「第4次恵那市行財政改革大綱」に基づく、令和3年度以降の実施計画として、「第4次恵那市行財政改革行動計画(令和3年度~令和7年度)」を策定するものです。

(1)取組期間

行動計画の期間は、大綱と同様5年間とし、年度ごとに目標に対する達成度 を測りながら、取り組みを順次進めることとします。目標を達成した取り組み は行動計画完了とする一方で、状況の変化に応じて継続的に改革を進めてい きます。

(2)計画の基本方針と推進項目

行財政改革行動計画については、「第 4 次恵那市行財政改革大綱」に位置づけられた 2 つの基本方針と 7 つの推進項目に基づき、計画期間内に本市が取り組む具体的な事項を定めるものとします。なお、改革項目には具体的な取組内容や達成時期とともに数値目標等を設定し、客観的に達成度を評価していきます。また、行財政改革の推進については、新型コロナウイルス感染症等により社会経済情勢の大きな影響を受ける場合には、状況に合わせ柔軟に改革項目等を見直すこととします。

I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)

- ① 市民サービスの向上
- ② 行政手続のICT化の推進
- ③ 職員力の強化

Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革)

- ① 業務効率化の推進
- ② 定員管理及び時間外手当の適正化
- ③ 持続可能な財政構造の強化
- ④ 公共施設の効率的な設置・運営

I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)

成果を重視した行政運営や目標管理手法などの民間の経営手法を積極的に取り入れ、前例や慣習にとらわれない柔軟かつ戦略的な行政経営を推進し、行政サービスの質の向上を図り、市民の目線による質の高い行政サービスを目指します。

① 市民サービスの向上

市民の求める豊かさが多様化する中で、市民二ーズに迅速かつ的確に対応できる体制等、市民生活に関連の深い窓口サービスにおける利便性の向上や、ICTを活用した情報発信の推進などに取り組み、満足度の高い行政サービスの提供を目指します。

② 行政手続のICT化の推進

既存のネットワーク基盤の有効活用を図りつつ、ICT等を利用した情報提供の充実や各種申請等行政手続きができる環境の整備を進め、市民の利便性及びサービスの向上を図ります。また、電子納付等のシステムの構築や内容の更なる充実を進め、行政手続のICT化を推進します。

③ 職員力の強化

複雑化・多様化する市民二ーズに的確に対応するため、職員の更なる資質の向上を図るとともに、組織の中で能力を最大限発揮できるような環境づくりを推進します。また、民間における優れた専門知識や経験を活かすため、人事交流等人材育成の強化を図り、行政の施策能力向上のための取り組みを推進します。

Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革)

行財政改革における最少の経費で最大の効果を挙げるという原則を堅持するとともに、多様化する市民ニーズへの対応や厳しい財政環境などに的確に対処していくため、簡素で効率的・効果的な行政経営をより一層推進します。

① 業務効率化の推進

限られた財源と人員で、最大限に住民サービスを提供していくためには、事務事業の簡素合理化を図り、効率的な行政運営を行う必要があります。

全庁的な業務改善への取り組みの推進や、ICTの活用等による事務の効率化と生産性の向上を図り、業務の合理化を進めます。

② 定員管理及び時間外手当の適正化

限られた経営資源を効果的に活用するためには、内部管理経費の縮減が重要であり、このうち特に大きな割合を占める人件費の抑制は必要不可欠です。

I C T を活用した事務の効率化や民間の活用等により、将来における職員構成に 配慮しながら、定員数の削減を図り、総定員数及び時間外手当の適正化に向け取り 組みを進めます。

③ 持続可能な財政構造の強化

人口減少・少子高齢化の進展により、社会情勢が急速に変化する中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠であります。

安定的で健全な財政構造を維持するため、将来の財政負担を見据え、地方債残高の縮減、基金の確保等による財政の健全化及び、歳入の確保に努めながら、より一層の経費の節減合理化を図り効率的で効果的な財政運営を行います。

④ 公共施設の効率的な設置・運営

公共施設等総合管理計画に基づき、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、公共施設の統廃合や長寿命化及びインフラ施設の更新や修繕などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、利用者の安心・安全を確保するとともに、市民の協力と理解を得ながら、公共施設等の適正な配置や維持管理に取り組みます。

I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)

基本方針 I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)

推進項目	① 市民サービスの向上	No	I -①-1
------	-------------	----	--------

ļ	具体的な改革項目	市民窓口サービスの	市民窓口サービスの向上							
	最終目標値	公平な窓ロサービ	スの提供(だれが応対し	、ても適切で親切な窓口	サービス)					
(現状と課題 (これまでの取組)	窓口コンセプト「迷れトップ、スマートスト・ 挨拶の徹底、案内の 西庁舎1階について	っせない、待たせない、 ップ窓口を実施すること D仕方、他部署への繋き	ム」を設置し、サービス「 書かせない」窓口を設定 で、待ち時間、手続き時 ぎ方など、職員研修として ら手続き内容に変更し、 こ。	とし、ライフイベントにかた。 間、滞在時間の削減を て接遇実践研修を行った	かる手続きで、ワンス 図った。 こ。				
	改革の目的 及び効果		民ニーズに応じた行政サービスを提供するとともに、市民窓口サービスの充実と向上について検討し、より良い ービスを継続的・効果的に提供するよう取り組み、顧客満足度向上に繋げる。							
	取り組み内容	るための事業や取り 職員の質の向上、2	り組みの検討を行い実が 窓口業務の改善を検討し	ムでの検討会議を継続して実施し、市民ニーズに応じた行政サービスを効果的に提供す みの検討を行い実施していく。 業務の改善を検討し、サービス向上に努める。 景等の推進や検証を継続的に実施する。						
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)				
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方	・窓口サービス向 上チームによる市 民窓口サービス向 上の取り組み内容 検討会議開催。 ・職員へ取り組み 内容の周知 徹 底。	・窓口サービス向 上チームによる市 民窓口サービス向 上の取り組み内容 検討会議開催。 ・職員へ取り組み 内容の周知 徹 底。	・窓口サービス向上チームによる市民窓口サービス向上の取り組み内容/検討会議開催。・職員へ取り組み内容の周知 徹底。	・窓口サービス向 上チームによる市 民窓口サービス向 上の取り組み内容 検討会議開催。 ・職員へ取り組み 内容の周知 徹 底。	・窓口サービス向上チームによる市民窓口サービス向上の取り組み内容検討会議開催。・職員へ取り組み内容の周知 徹底。				
	窓口サービス向上チーム検討会議	実施	実施	実施	実施	実施				
	的な目標 会または説明	実施	実施	実施	実施	実施				
	市民意識調査「不満」	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下				
	予想効果額 (単位:百万)	_	-	_	_	_				
					実行責任 部課等名	市民サービス部市民課				

-8-

実行関係 部課等名

全部課

基本方針 I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)

推進項目 ① 市民サービスの向上

No

I -①-2

ļ	体的	な改革項目	行政情報発信の推	進							
	最終	終目標値	住民満足度の向上と職員負荷軽減の両面実現								
(状と課題 までの取組)	る対応のため、原則	市民からのお問い合わせについては、電話や電子メール、窓口で職員が直接対応している状況である。職員による対応のため、原則開庁時間内の対応となる。また、休日・夜間・年末年始等は宿日直がいるものの、詳細な問い合わせには対応できていない。							
		改革の目的 及び効果	申請や手続きなどの	民は、24時間チャットボットを通じて対話形式で問い合わせすることができ、知りたい情報を得ることができる。 請や手続きなどの案内にもつながり市民満足度の向上につながる。職員にとっては、問い合わせにかかる業務 担(件数・時間)が減り業務効率化につながるとともに、企画業務や調査研究業務への注力ができる。							
	I	取り組み内容 AIチャットボットの導入 問い合わせ内容の分析と業務反映									
	年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		17年度 日標値)			
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		・導入検討 ・実証実験の実施	・AIチャットボットの 導入 ・周知	・回答率の向上に向けた精査・問い合わせ内容の分析と反映	・回答率の向上に向けた精査・問い合わせ内容の分析と反映	 	率の向上に 精査 合わせ内容 fと反映			
	具体的	内部協議 実証実験	実施								
	的な目標	AIチャットボット の導入		実施							
	設定	AIチャットボット へのお問い合 わせ件数		500件/月	600件/月	700件/月	8	00件/月			
		予想効果額 (単位:百万)	_	_	_	_		_			
						実行責任 部課等名	総務	部総務課			

実行関係 部課等名

全部課

	基本方針 I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)							
	推	進項目	②行政手続の	DICT化の推進			No	I -@-1
ļ	具体的	な改革項目	オンライン申請手制	きの推進				
	最紀	終目標値	施設や講座等の予	約申請・確認のオンライ	イン化の実現			
現状と課題 (これまでの取組) 本市において、施設や講座の予約は、予約状況が分からないため、施設の窓口ある。 また、利用のために窓口に赴いて申請書の記入をしなければならない。 施設管理側も予約確認の電話対応や、紙申請内容の確認とデータ入力の負担が多						ない。		せる必要が
改革の目的 及び効果 オンラインで施設の予約状況の公開や申請手続きを可能とすることで、問い合わせ件数の減少 簡素化に繋がり市民の利便性の向上につながる。							減少や、同	申請手続きの
	取り組み内容		施設をはじめ予約の事務フローの点検、申請のオンライン化の実現、施設予約状況等ウェブサイト等で確認できる仕組みづくりを行う。 【参考実績】 ・まきがね公園体育施設年間申込件数(H29実績)4,444件 ・恵那文化センター年間申込件数(H30実績)620件					
	年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		17年度 ·目標値)
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		・オンラインによる 施設入 ・オンライン手続き ・オンライン手続き の拡大検討 ・オンラインによる 施設予約申請手 続きの周知	・オンライン手続き の拡大検討 ・オンラインによる 施設予約申請手 続きの周知	・オンライン手続き の拡大検討 ・オンラインによる 施設予約申請手 続きの周知	・オンライン手続き の拡大検討 ・オンラインによる 施設予約申請手 続きの周知	の拡大・オンラ	インによる 約申請手続
	具体的	オンラインによ る施設予約手 続きの導入	実施					
	的な目標	オンライン手続きの拡大検討	実施	実施	実施	実施	\rangle	実施
	設定	オンラインによ る施設予約申 請の割合	30%	40%	50%	60%	$\overline{}$	70%
	(予想効果額 (単位:百万)	-	ı	_	_		_

実行責任 部課等名 総務部危機管理課 実行関係 部課等名 全部課

基本方針 I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革) I -(2)-2 推進項目 ②行政手続のICT化の推進 No 具体的な改革項目 公共料金のキャッシュレス決済推進 最終目標値 公共料金のキャッシュレス決済推進 現在の公共料金の支払いは、現金のみの取扱であるが、近年は電子マネー、モバイル決済等を用いたいわゆる 「キャッシュレス決済」の利用が拡大しており、市税等の納付や手数料及び施設利用料においてもモバイル決済、 現状と課題 電子マネー決済などを導入し、お客様の支払い手段の選択肢を増やすことが急務である。 令和2年度までに、市税、国民健康保険料、上下水道料金のキャッシュレス決済と、住民票、印鑑登録証明書、税 (これまでの取組) 証明書のキャッシュレス対応可とした。 国の示すキャッシュレス社会実現のための「キャッシュレス・ビジョン」に資する取り組みを推進するため、キャッ 改革の目的 シュレス決済環境の整備及び利活用を推進することで、キャッシュレス決済の普及促進と市民の利便性の向上と 及び効果 事務効率化を図る。 ・市税、国民健康保険料、上下水道料金以外の公金収納についてキャッシュレス決済対応。 ・公共施設などの施設利用料のキャッシュレス対応。 取り組み内容 導入施設の検討。 令和7年度 令和3年度 令和6年度 年度 令和4年度 令和5年度 (最終目標値) 革 に向 け ての 取り組み内容 ・キャッパ・コレフ油 - キャッパ・コレフ油

Я		・キャッシュレス決済に対応させる公 共料金の検討		・キャッシュレス決 済に対応させる公 共料金の検討		・キャッシュレス決 済に対応させる公 共料金の検討		・キャッシュレス決済運用		・キャッシュレス決済運用
具体	納付書バーコー ドを利用したア プリ決済	導入検討		〉 導入検討	\ /	導入検討		実施		検証
的な目標設定	施設利用料、窓 ロ手数料の電 子マネー支払い	導入検討	\setminus	導入検討	\ /	導入検討		実施	\setminus	検証
設定			\setminus	>	\ /	\rangle	\rangle)
	予想効果額 単位:百万)	-		-		-		-		-
								実行責任 部課等名		会計課

実施概

実行関係

部課等名

全部課

I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革) 基本方針 推進項目 ③職員力の強化 I -3-1 No 具体的な改革項目 人材育成の推進 最終目標値 質の高い職員の育成を行い組織としての総合力を高める 平成28年3月に策定した、恵那市人材育成基本方針に基づき、研修等を通じた人材育成に取り組んでいる。今後、地方分権の一層の進展、多様化する市民ニーズへの対応、職員の削減による業務の効率化など、個々の職員による能力と業績については従来以上に求められている現状がある。 現状と課題 (これまでの取組) 改革の目的 職員研修等を通じ、職員一人ひとりの能力向上を図り、多様化する市民ニーズへの対応、当市が抱える諸課題に 柔軟に対応できる職員の育成を図ることを目的とする。 及び効果 ・集団研修の実施(政策形成研修、タイムマネジメント研修、プレゼンテーション研修等、係長級までの職員を中心 に実施) 取り組み内容 ・専門研修の実施(各課若手職員を中心とした、専門知識を習得するための研修を実施) ・民間企業への職員研修派遣の実施 令和7年度 令和3年度 令和4年度 年度 令和5年度 令和6年度 (最終目標値) 革 に 向 け 集団研修の実施 集団研修の実施 集団研修の実施 集団研修の実施 ての 集団研修の実施 ・専門研修の実施 専門研修の実施 ·専門研修の実施 専門研修の実施 取り組み内容 専門研修の実施 ・民間企業への職 ・民間企業への職 ・民間企業への職 ・民間企業への職 実施 ・民間企業への職 の進め方 員研修派遣の実 員研修派遣の実 員研修派遣の実 員研修派遣の実 員研修派遣の実施 旃 旃 旃 概 集団研修 年8回以上 年8回以上 年8回以上 年8回以上 年8回以上 体 的 な 年50人以上 年50人以上 年50人以上 ▪専門研修 年50人以上 年50人以上 日 標 設 民間企業への 実施 実施 実施 実施 定 実施 職員研修派遣 予想効果額 (単位:百万) 実行責任 総務部総務課

基本方針 I 市民の視点に立った行政サービスの向上(「質」の改革)

推進項目	③職員力の強化	No	I -3-2
------	---------	----	--------

ļ	体的	な改革項目	働き方改革の推進							
	最終	終目標値	職員個々の実情に応じた多様なワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現を目指す							
(伏と課題 キズの取組)	限られた職員体制の中で、変化し続ける社会情勢に対応し、将来を見据えた積極的な行政運営を持続するため、職員個人の働き方に変革を行い、組織力の更なる向上が必要である。また、業務の改善や効率化により、労働生産性を向上させ、職員が住民視点の考えを持ち、自らのワーク・ライフ・バランスを実現することにより、家庭・職場・健康・地域活動などの生活基盤の上で、仕事と喜びと誇りを感じながら最大限に能力を発揮できる組織づくりが求められている。							
改革の目的 及び効果 働き方を行うことで、組織力の向上と今後厳しさを増す行政運営の維持を図る										
	I	切組み内容	•年次有給休暇の取	・テレワークの実施 ・フレックスタイム制の実施 ・年次有給休暇の取得促進 ・男性の育児休暇制度取得促進						
	年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)			
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		・テレワークの実施・フレックスタイム 制の実施 ・年次有給休暇の取得促進 ・男性の育児休暇 制度取得促進	・テレワークの実施・フレックスタイム制の実施・年次有給休暇の取得促進・男性の育児休暇制度取得促進	・テレワークの実施 ・フレックスタイム 制の実施 ・年次有給休暇の 取得促進 ・男性の育児休暇 制度取得促進	・テレワークの実施 ・フレックスタイム 制の実施 ・年次有給休暇の 取得促進 ・男性の育児休暇 制度取得促進	・テレワークの実施・フレックスタイム制の実施・年次有給休暇の取得促進・男性の育児休暇制度取得促進			
	В	・テレワークの 活用	実施	実施	実施	実施	実施			
	具体的な	・フレックスタイ ム制の活用	実施	実施	実施	実施	実施			
	は目標設定	・年次有給休暇 の取得(H30実 績:11.8日/人)	12日/人	13日/人	14日/人	15日/人	15日/人			
	Æ	・男性の育児休 暇制度取得(H30 実績:57.1%)	60%	70%	80%	90%	100%			
		予想効果額 (単位:百万)	-	_	_	_	_			
						実行責任 部課等名	総務部総務課			
						実行関係 部課等名	全部課			

Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革)

基本方針 Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革) ①業務効率化の推進 推進項目 II -(1)-1 No 具体的な改革項目 職員提案による業務改善の実施 毎年1提案以上の採用 最終目標値 現状と課題 定型業務の見直しを行うため、BPR(Business Process Re-engineering)を進める。 (これまでの取組) 改革の目的 全庁的な業務改善・効率化に繋げることと、職員の行財政改革に対する意識付けを行う。 及び効果 取り組み内容 毎年職員から業務改善の提案募集を行い、業務の見直し、検討を実施する。 令和7年度 年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 (最終目標値) 革 上に向 職員による業務 ・職員による業務 ・職員による業務 職員による業務改 け ての 改善提案 改善提案 善提案 ・職員による業務 改善提案 取り組み内容 改善提案 提案内容の内部 ・提案内容の内部 ・提案内容の内部 提案内容の内部 実施 ・提案内容の内部 協議 の進め方 協議 協議 協議 ・改善提案の取り入 ・改善提案の取り ・改善提案の取り ・改善提案の取り 協議 概 入れ 入れ 入れ れ 内部協議 実施 実施 実施 実施 実施 体 的 な 職員による業務 実施 実施 実施 実施 実施 Ē 改善提案 標 設 1提案以上の取り 1提案以上の取り 1提案以上の取り 1提案以上の取り 業務改善の実 定 施 入れ 組み 組み 組み 予想効果額 (単位:百万)

実行責任 部課等名 まちづくり企画部企画課 実行関係 部課等名 全部課

	基:	本方針	 II 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革) 								
	推	進項目	①業務効率側	①業務効率化の推進 No II-①-2							
ļ	体的	な改革項目	業務の自動化によ	る効率化と生産性向上							
	最終	終目標値	RPA等業務支援ツ	ール活用による業務負	担の軽減						
現状と課題 (これまでの取組)						かかる負担が増えている 対応している現状である。					
		改革の目的 及び効果	なった。行政事務に 務にかかるコストの RPA(Robotic Proce (他市での事例) 東京都港区では、仍 で1,200時間の削減 岐阜市でも実証実験	報技術の進展により、定型的な業務の自動処理により、作業量の多い業務を短時間で処理することが可能とった。行政事務においても業務の自動化を実施し、効率化と生産性の向上を図り、残業時間の削減をはじめ業にかかるコストの削減を目指す。PA(Robotic Process Automation)等業務支援ツールを活用した業務効率化を図る。也市での事例)。京都港区では、保育園入園業務で250時間、契約業務で275時間、児童手当業務で1,400時間、介護保険審査1,200時間の削減を達成した。 阜市でも実証実験を行っており、軽自動車税・個人市民税・固定資産税・収滞納管理といった12の業務で、年間310時間(73.2%)もの削減結果が出た。							
	I	取り組み内容			りに、RPA等の知識を深めるための研修等への参加、効果が期待できる業務と削減が見込めるコストの算出、実際の導入と同時にコスト削減への取り組						
改	年度		令和3年度	令和4年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度			17年度 ·目標値)			
\$革に向けての実施概要	取り組み内容の進め方		・業務手法の調査 ・RPA等業務支援 ツールの導入検討 ・RPA等業務支援 ツールの導入	・業務手法の調査 ・RPA等業務支援 ツールの導入検討 ・RPA等業務支援 ツールの導入	・業務手法の調査 ・RPA等業務支援 ツールの導入検討 ・RPA等業務支援 ツールの導入	・業務手法の調査 ・RPA等業務支援 ツールの導入検討 ・RPA等業務支援 ツールの導入	・RPA等	手法の調査 等業務支援 の導入検討 等業務支援 の導入			
	具体的	業務手法の調 査	実施	実施	実施	実施	>	実施			
	的な目標	RPA等業務支 援ツールの導 入検討	検討	検討	検討	検討	<u> </u>	検討			
	設	RPA等業務支 援ツールの導 入	試行導入	1業務以上導入	1業務以上導入	1業務以上導入	1業和	务以上導入			
		予想効果額 (単位:百万)	_	_	_	_		_			
						実行責任 部課等名	総務部角	仓機管理 課			
						実行関係 部課等名		部課			

推進項目 ②定員管理及び時間外手当の適正化

No

II -(2)-1

ļ	体的	な改革項目	職員定数の適正化							
	最紀	終目標値	令和7年4月1日の定員適正化計画による全体職員数639人を目標とする。							
(人C林起 tでの取組)	市町村合併時998人であった職員は、令和2年4月1日現在663人となり、この間、5年ごとの行財政改革大綱と連携した指定管理者制度の導入、技能労務職の退職不補充、勧奨退職などにより335人の職員削減をしてきた。しかしながら、県内自治体や全国の類似団体と比較すると当市の職員数は多い状況にあり、引き続き削減していかなければならない状況にある。また職員については、市民ニーズの一層の多様化、複雑化する社会情勢への即応など、より専門性の高い事務の対応が求められているため、職員の育成も含めた定員管理を行っていく。							
改革の目的 及び効果 市民ニーズに対応した安定的な行政サービスの提供及び維持を将来にわたり行うには、こ る必要があり、職員数の管理を徹底していく。							効率的な行政運営を図			
	取り組み内容		・第4次定員適正化計画に基づいた定員管理の実施。							
	年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)			
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		・第4次定員適正 化計画に基づいた 定員管理の実施	・第4次定員適正 化計画に基づいた 定員管理の実施	・第4次定員適正 化計画に基づいた 定員管理の実施	・第4次定員適正 化計画に基づいた 定員管理の実施	・第4次定員適正化 計画に基づいた定 員管理の実施			
	具体的	全体職員数 (各年度4月1 日)	649人	646人	645人	641人	639人			
	な目標									
	設定									
		予想効果額 (単位:百万)	112.0	136.0	144.0	176.0	192.0			
						実行責任 部課等名	総務部総務課			
						実行関係 部課等名	全部課			

推進項目 ②定員管理及び時間外手当の適正化

No

II -(2)-2

ļ	体的	な改革項目	時間外勤務手当の	縮減						
	最終	終目標値	平成30年の実績を基準に年1%(5年間で5%)の削減目標とする。							
(伏と課題 までの取組)	職員の時間外勤務縮減について、「ノー残業デーの推進」、「夜10時以降は残業しない」、「所属長の時間外勤務管理の徹底」などを進めてきた。また、時間外の削減については、働き方改革を進めていく上で、平成31年4月1日からは、恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により、職員一人当たりの年間時間外勤務の上限を設定した。							
		改革の目的 及び効果	職員の健康で職務 ため、時間外勤務を		環境作りやワークライフ	バランスの実現とともに	こ、人件費の削減を図る			
	I	取り組み内容	・ノー残業デーの徹底(毎週水曜日、毎月8の付く日、月末の金曜日) ・夜10時以降の時間外勤務の禁止 ・所属長による労務管理の徹底(→原則月45時間以上は認めない) ・フレックスタイムの推進							
	年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)			
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		・定期的な時間外勤務状況報告・ノー残業デーの徹底・フレックスタイムの推進	・定期的な時間外 勤務状況報告 ・ノー残業デーの 徹底 ・フレックスタイム の推進	・定期的な時間外勤務状況報告・ノー残業デーの徹底・フレックスタイムの推進	・定期的な時間外 勤務状況報告 ・ノー残業デーの 徹底 ・フレックスタイム の推進	・定期的な時間外 勤務状況報告 ・ノー残業デーの徹 底 ・フレックスタイムの 推進			
	具体的	全会計時間外 勤務手当の削 減(H30対比)	1%	2%	3%	4%	5%			
	な目標									
	設定									
	(予想効果額 (単位:百万)	1.3	2.6	3.9	5.2	6.5			
						実行責任 部課等名	総務部総務課			
						実行関係 部課等名	全部課			

推進項目 ②定員管理及び時間外手当の適正化

No

II -(2)-3

市民サービス部 及び窓口関係課

実行関係 部課等名

ļ	具体的な改革項目 定型窓口業務の民間委託							
	最終目標値 定型窓口業務の民間委託導入の方針決定							
(現状と課題 これまでの取組)	客様を、迷わせるこ	お客様に寄り添う対面窓口を重視し、お客様を「待たせない、迷わせない、書かせない窓口」をコンセプととし、お客様を、迷わせることのないよう、職員の意識改革や質の向上を目指す取り組みを実施している。 今後、職員が減少していく中で、どのようにサービスをを維持していくか課題である。					
改革の目的 及び効果 職員の減少に伴い、対応する職員が減る一方で現状のサービスを維持し、更なるサービスの向上を実施し 方法を検討する必要があるため、その方法の一つとして、定型窓口業務の民間委託導入について調査、核 行い恵那市にあったサービスの提供につなげていく。								
	取り組み内容	民間委託導入につ 後の恵那市の窓口	を検討するとともに、今					
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)		
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方	民間委託による定型窓口のあり方令の調査、導入市への視察。 恵那市の現状にあるではめて、課題を洗い出す。		方針の決定。	大針の決定により 実施。	実施による検証		
	調査、検証	実施	実施	方針の決定	方針の決定 により実施	実施による検証		
	的 な 目 標							
	設定							
	予想効果額 (単位:百万)	_	_	_	_	_		
					実行責任 部課等名	市民サービス部市民課		

	基	本方針	 Ⅱ 簡素で効 ^Σ 	率的な行政経営	の確立(「量」のさ	汝革)				
	推:	進項目	③持続可能な (3)	③持続可能な財政構造の強化 No II-③-1						
ļ	具体的	な改革項目	起債額の適正化と	積極的な償還による地	方債残高の縮減					
	最	終目標値	一般会計の地方債	残高250億円						
(伏と課題 までの取組)	市が持続可能な財 の公共施設は今後 をデザインする上で げ、財源の一部とす	政運営とするためには、 老朽化が見込まれるた ₹、投資的経費の確保も [−] る。 ⊁としては、令和元年に『	行財政改革による歳出め、修繕や改修が増加 必要となる。そのため、	原や有利な財源が枯渇し はの削減が必須となる。し することが見込まれる。。 地方債残高を縮減する。 Eし、起債限度額のルール	かし、道路 また、次世 ことにより2	8や学校など 代の恵那市 公債費を下		
		改革の目的 及び効果	地方債残高の減少	による公債費の減少。						
	I	取り組み内容	・償還額以上の借り入れを行わない。 ・起債額から後年度交付税措置予定額を差し引いた実質負担額を、標準財政規模の5%以下とするよう、起債総額を定める。 ・毎年度繰上償還を2億円以上行う。							
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度]7年度 ·目標値)		
改革に向けての実施概要	に 向けて の 取り組み内容 変 施 概		・上記ルールどお りの予算編成とす る。	・上記ルールどお りの予算編成とす る。	・上記ルールどお りの予算編成とす る。	・上記ルールどおりの予算編成とする。		ルールどおり 編成とする。		
	具体	地方債残高	280億円	270億円	260億円	255億円	2	50億円		
	が り な 実質公債費比 車 率		5%以下	5%以下	5%以下	5%以下	5	%以下		
	設定	将来負担比率	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0	%以下		
			1	1	1	1				

実行責任 部課等名 総務部財務課 実行関係 部課等名 総務部財務課

5.0

5.0

5.0

5.0

予想効果額 (単位:百万)

5.0

推進項目 ③持続可能な財政構造の強化

No

II -(3)-2

ļ	体的	な改革項目	適切な基金額の確				
	最終目標値 基金ごとに目標額を設定						
(状と課題 までの取組)	成時は年度間調整 ・減債基金:現在高 まで積み立てている	のため繰り入れている。 約21.6 億円(令和元年9 。 ☆:現在高約44.9億円(숙	9月時点)。毎年繰上償;	ぐに繰り入れが発生する 還分について繰り入れて 乾29年度から当初予算で	こおり、繰越金にて同額
	・財政調整基金:財政の安定的な運用のためには、一定額以上の確保が必要。標準財政制 する。 ・減債基金:大きく減少しないよう現状を維持する。 ・公共施設整備基金:公共施設の改修や修繕に今後莫大な費用がかかるため、計画的に利						
	・財政調整基金:決算ベースで減少しないよう基金額を確保。決算剰余金が出れば、標に積立。 ・減債基金:決算ベースで減少しないよう基金額を確保。決算剰余金が出れば、公債費・公共施設整備基金:当初予算に2億円計上。決算剰余金も積み立て、公共施設の改修は減価償却累計額の1割。					金が出れば、公債費と「	司額まで積立。
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		基金の積立て	基金の積立て	基金の積立て	基金の積立て	基金の積立て
	具体的	財政調整基金	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持
	がはは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持
	設定	公共施設整備 基金	基金残高を前年度 比2億円以上増加	基金残高を前年度 比2億円以上増加	基金残高を前年度 比2億円以上増加	基金残高を前年度 比2億円以上増加	基金残高を前年度 比2億円以上増加
	予想効果額 (単位:百万)						_
						実行責任 部課等名	総務部財務課

実行関係 部課等名

総務部財務課

基本方針 Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革) 推進項目 ③持続可能な財政構造の強化 II -3-3 No 具体的な改革項目 基金運用による安全確実な基金財源の確保 基金運用による安全確実な基金財源の確保(長期財政計画の達成) 最終目標値 基金の効率的な運用のため、国債等の債券による運用を導入し、平成29年度からは、債券運用の保有率を高 めるため、基金の一括運用を導入した。 長期財政計画により、短期的な資金需要を考慮し、徐々に運用債券の保有率を上げた。 現状と課題 (これまでの取組) 債券の安全性を考慮し、国債、地方債、政府保証債、財投機関債(AA評価以上)による運用を行う。 (課題) 日銀のマイナス金利導入など低金利政策により、定期預金をはじめ基金利子の確保が難しくなっている。 改革の目的 日銀の低金利政策下における基金運用のため、金利情勢を確認しつつ、安全確実な運用を行い、基金財源を確 保する。 及び効果 ·日銀の金融政策に留意し、効率的な資金運用を行う。 取り組み内容 ・基金の長期財政計画に基づいて、債券保有率を維持し、基金利子を確保する。 令和7年度 年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 (最終目標値) 革 下に向 け ての 取り組み内容 基金利子の確保 基金利子の確保 基金利子の確保 基金利子の確保 基金利子の確保 実施 の進め方 概 運用益額 8千万円以上 8千万円以上 8千万円以上 8千万円以上 8千万円以上 体的 な 目 標 設 定 予想効果額 75.0 75.0 75.0 75.0 75.0 (単位:百万) 実行責任 会計課 部課等名 実行関係 会計課 部課等名

Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革) 基本方針 推進項目 ③持続可能な財政構造の強化 II -(3)-4 No 具体的な改革項目 広告収入事業の推進 公用車(ごみ収集車、公用バス)広告導入、納税通知書、国保料・介護保険料通知書、検針票、ゴミ袋等)への 最終目標値 広告導入、広告付物品無償提供事業の拡大。 現状と課題 平成24年度から広告掲載取扱要綱に基づき広告募集を行い、市の封筒、ウェブサイト、広報、広告付案内地図で (これまでの取組) 広告収入を得ている。また、平成29年度から広告付物品無償提供取扱要綱に基づき経費削減を行っている。 改革の目的 全庁一体で自主財源確保に対する共通認識を持って取り組み、財政健全化に寄与する。 及び効果 ・各種媒体(公用車、水道検針票、各種通知書、ゴミ袋等)への広告掲載。 ・広告収入事業については、広告収入額と導入経費を総合的に考査し導入の適否を決定していく。 取り組み内容 ・広告付物品無償提供取扱要綱による経費削減。 令和7年度 令和3年度 年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 (最終目標値) 革 1= 【公用車施設内掲示 【公用車施設内掲示 【公用車施設内掲示 【公用車施設内掲示 【公用車施設内掲示等 向 等広告】 等広告】 等広告】 等広告】 広告】 け •導入適否検討•実施 •導入適否検討•実施 • 導入適否検討• 実施 •導入適否検討•実施 •導入適否検討•実施 ての 取り組み内容 【各種通知書】 【各種通知書】 【各種通知書】 【各種通知書】 【各種通知書】 実施 導入適否検討・実施 導入適否検討·実施 導入適否検討・実施 導入適否検討 実施 ·導入適否検討 · 実施 の進め方 【広告付物品無償提 【広告付物品無償提 【広告付物品無償提 【広告付物品無償提 【広告付物品無償提 概 ·導入適否検討・実施 •導入適否検討•実施 •導入適否検討•実施 •導入適否検討•実施 •導入適否検討•実施 公用車、施設内 掲示等への広告 広告主募集 広告主募集 広告主募集 広告主募集 広告主募集 体 的 各種通知書への な 広告主募集 広告主募集 広告主募集 広告主募集 広告主募集 目 広告 標 設 広告付物品無償 広告付物品無償提 広告付物品無償提 広告付物品無償提 広告付物品無償提 広告付物品無償提 定 提供事業拡大 供募集 供募集 供募集 供募集 供募集 予想効果額 1.0 1.1 1.2 1.3 1.4 (単位:百万)

実行責任 まちづくり企画部 企画課 実行関係 部課等名 関係各部課

	基本方針 II 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革)								
	推:	進項目	③持続可能な	は財政構造の強化	<mark></mark> ኒ		No	II -(3)-5	
ļ	体的	な改革項目	市有財産の有効活	用					
	最	終目標値	市有財産の処分、1	貸付等					
(状と課題 までの取組)				るとは言えない。今後、† いこ、売却が可能であるか			
		改革の目的 及び効果	普通財産の中で売	却可能な資産は、売却ク	処分等による有効活用を	と進め、財源確保を図る 。			
	Į	取り組み内容	遊休財産は処分(売却、譲渡)を推進し、処分できないものについては貸付などを検討。 売却可能資産から、既に宅地化された売却できそうな土地については資産調査を実施し処分。 一般公募、隣地者への斡旋などを実施。 借地契約しているものも売却を推進。 公共用地や施設の処分等を適正に行うために、「公有財産活用検討委員会」を設置。						
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		17年度 日標値)	
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		売却可能資産の 抽出。資産調査。 一般公募等の実 施。	売却可能資産の 抽出。資産調査。 一般公募等の実 施。	売却可能資産の 抽出。資産調査。 一般公募等の実 施。	売却可能資産の 抽出。資産調査。 一般公募等の実 施。	出。資	「能資産の抽 産調査。一 驿等の実施。	
	具体が	売却可能資産抽 出、一般公募	売却可能資産10件 程度抽出し、一般 公募に掛ける。	売却可能資産10件 程度抽出し、一般 公募に掛ける。	抽出した売却可能 資産の見直し。PR 方法の検証。	検証を基に再度10 件程度の売却可能 資産を抽出し、一般 公募に掛ける。	件程度 資産を	基に再度10 の売却可能 抽出し、一般 掛ける。	
	意向調査		賃貸借契約者に売 却の意向調査を行 う。	賃貸借契約者に売 却の意向調査を行 う。	賃貸借契約者に売却の意向調査を行う。	賃貸借契約者に売 却の意向調査を行 う。		契約者に売 向調査を行	
	設定						\rangle		
	予想効果額 (単位:百万) 6.0 6.0 6.0							6.0	
						実行責任 部課等名	総務	部財務課	

実行関係 部課等名

総務部財務課

推進項目 ③持続可能な財政構造の強化

No

II -(3)-6

ļ	人体的	な改革項目	通園バス等の利用	者の受益者負担					
	最終	终目標値	通園バス(岩村、山岡)、定期券助成(やまびこ、みさと、串原)、通園バス(上矢作)の利用者負担						
(伏と課題 までの取組)	期券助成(やまびこれも無償で利用して	、みさと、串原)を受けた おり、他園の保護者との 事業は6園の保護者が終	とり、通園バスを利用(」 の均衡が図られていなし	上矢作)するなど、形態の い。平成24年度には市員			
		改革の目的 及び効果	6園以外の保護者と	の公平性確保のために	二全市的な視点で見直す	r .			
	耳	切組み内容	・利用者負担案の作	・保護者会との協議。 ・利用者負担案の作成。 ・保護者説明会の開催。					
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)		
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		・方針(案)の作成・保護者会との協議・利用者負担金(案)の提示・ニーズの把握、調査	・保護者説明会	・保護者説明会	·方針決定 ·例規等整備 ·保護者説明会 (周知期間)	・方針決定により実 施(利用者負担金 の徴収)		
	具体な	保護者協議	保護者会との協議 (各園)	保護者会との協議 (各園)	保護者会との協議 (各園)	保護者会との協議 (各園)			
	的な目標設	バス運行方法 の検討	方針(案)の作成 利用者負担金(案) の作成(ニーズの把 握、調査)			方針決定 例規等整備	実施		
	定			\sum	\sum	\sum	angle		
	予想効果額 — — — — — — — —						2.5		
						実行責任 部課等名	教育委員会事務局 幼児教育課		
						実行関係 部課等名	教育委員会事務局 幼児教育課		

	基:	本方針	 Ⅱ 簡素で効 ^፮ 	率的な行政経営	の確立(「量」のさ	汝革)				
	推	進項目	 ③持続可能な	③持続可能な財政構造の強化 No II-③-7						
ļ	体的	な改革項目	下水道区域内の水	洗化率の向上						
	最終	終目標値	下水道区域内の水	洗化率 91%						
(状と課題 までの取組)	下水道の供用区域 等により伸び悩んで		のために普及推進とPF	Rを行っているが、世帯の	高齢化や経済的理由			
		改革の目的 及び効果								
	I	取り組み内容	・さらなる普及PRの実施。(広報への掲載、環境フェア等のイベント時PR活動、加入推進重点地域での戸別訪問等) ・高齢福祉課と連携し、高齢世帯の普及活動を行うとともに、既存の住宅改修の補助金等の担当課との連携を図ることで、水洗化率向上を図る。							
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)			
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		下水道の普及PR 戸別訪問の実施	下水道の普及PR 戸別訪問の実施	下水道の普及PR 戸別訪問の実施	下水道の普及PR 戸別訪問の実施	下水道の普及PR 戸別訪問の実施			
	水洗化率 90.2% 90.4% 90.6% 90.8%						91.0%			
	体的な目標設	下水道の普及 PR活動	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携に よる水洗化の促進	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携に よる水洗化の促進	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携に よる水洗化の促進	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携に よる水洗化の促進	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携によ る水洗化の促進			
	定	戸別訪問	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定			
		予想効果額 (単位:百万)	1.5	3	4.5	6	7.4			

 実行責任 部課等名
 水道環境部 上下水道課

 実行関係 部課等名
 水道環境部 上下水道課

推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営

No

II -**4**)-1

ļ	具体的な改革項目	公共施設等総合管	公共施設等総合管理計画の推進(①集会施設(地域限定施設等)関係)						
	最終目標値	施設の統廃合又は、施設のあり方の検討及び方針決定							
(現状と課題 (これまでの取組)		定されている地域集会 一部実施することができ		への移譲や指定管理に。	よる地元管理を志向して			
	改革の目的 及び効果	地域集会施設等の	地域集会施設等の地域への移譲または休止・廃止等の方針を決定及び実施し、公共施設の再配置を進める						
	取り組み内容)協議。 等方針の決定、調整・身 にの複合化を含め検討。						
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)			
改革に	取り組み内容 の進め方	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	方針決定による 調整・実施			
向けて	ふれあい会館 吉良見	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施			
の実施概	明智文化センター	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施			
要	福寿の里ふれ あいセンター (農村公園)	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施			
	山岡農村環境改善センター	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施			
	山岡向山会館 (指定管理 R3.3.31まで)	完了予定							
	飯峡会館(指定 管理R3.3.31ま で)	完了予定							
	ふるさと富田会 館(指定管理 R3.3.31まで)	完了予定							
	予想効果額 (単位:百万)	0 FM(457)	_	_	_	_			
					実行責任 部課等名	まちづくり企画部 地域振興課			

実行関係 部課等名 各振興事務所

推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営

No

II -(4)-2

ļ	体的	な改革項目	公共施設等総合管理計画の推進(②高齢福祉施設関係)						
最終目標値 岩邑いきがい会館の移譲									
(伏と課題 までの取組)	管理制度を導入。現るシルバー人材センバー人材センターへ	見状は、高齢者の事業り シターが、シルバー人材	はめの事業、交流を目的 以外に、学童保育を目的 センター恵南事務所とし ること、利用者が地域住	」として場所の提供。その して、恵南地域の窓口業	D他に指定管理者であ		
改革の目的 及び効果 シルバー人材センターへ譲渡し、シルバー人材センターの恵南事務所としての業務、地域高齢者の び介護予防のための事業、学童保育の事業などを目的とし、地域住民の施設の有効活用を図る。									
	耳	収り組み内容	シルバー人材センタ	ーとの協議。					
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)		
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		恵那市シルバー人 材センターとの協 議	協議検討	協議検討	方針決定	 方針決定により移 譲		
	体	岩邑いきがい会館(指定管理 R8.3.31まで)	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	移譲		
	的な目標								
	設定								
	(予想効果額 〔単位:百万〕	_	_	_	_	0 FM(42)		
						実行責任 部課等名	医療福祉部 高齢福祉課		
						実行関係 部課等名	医療福祉部 高齢福祉課		

推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営

No

II -**4**)-3

ļ	具体的な改革項目	公共施設等総合管	公共施設等総合管理計画の推進(③農業関連施設関係)							
	最終目標値									
(現状と課題 (これまでの取組)		利用者が地域に限定されている地域集会施設等について、地域への移譲や指定管理による地元管理を志向してきたが、結果として実施することができなかった。							
	改革の目的 及び効果 地元や関係団体の同意が得られた施設は地元等へ移譲し、同意が得られない施設について のあり方を決定し、公共施設の再配置を進める。									
	取り組み内容	・地域や利用者との・移譲及び廃止方金								
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)				
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方	•移譲 •協議検討	地元・関係団体との協議	方針決定	地元・関係団体との協議	移譲又は廃止				
	山岡やすらぎの 里(指定管理 R3.3.31まで)	協議検討	協議検討	方針決定	協議及び手続き	移譲又は廃止				
串原朝市広場 協議検討 協議及び手続き 移譲又は廃止					完了	完了				
	串原健康管理 センター	協議検討	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定				
	山岡花·野菜育 苗施設	協議検討	協議検討	方針決定	協議及び手続き	移譲又は廃止				
	予想効果額 (単位:百万)	_	_	0.1 FM(118)	_	0 FM(168)				
					実行責任部課等名	農林部農政課				

実行関係 部課等名

各振興事務所

推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営

No

II -**4**-4

ļ	具体的	な改革項目	公共施設等総合管	理計画の推進(④公営	住宅関係)				
	最終	終目標値	老朽化住宅の取壊し 廃止戸数 50戸						
(伏と課題 までの取組)	入居者の退居後に上の入居世帯であり 齢者のみの世帯は	順次取壊していく方針でり、地域への愛着がある 約60%であるため、移車	NらR3年度まで)により、 であり、他の市営住宅へ らため、退去に至らない。 云に難色を示される。 「の見直しに伴い、現状を	の移転をお願いしている。 また、高齢者を含む†	るが、約60%が30年以 世帯が70%を超え、高		
	改革の目的 及び効果 恵那市公営住宅長寿命化計画にもとづき用途廃止する住宅を解体・除却して維持管理費の削減しつつ、で 宅等の管理運営の効率化及び適正な供給を行う。								
	I	取り組み内容	・用途廃止する住宅 ・市営住宅の用途原	らから他の市営住宅等へ 客止の推進。	∼の移転促進。				
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)		
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		用途廃止住宅の 解体	用途廃止住宅の 解体	用途廃止住宅の 解体	用途廃止住宅の 解体	用途廃止住宅の解 体		
	体	住宅の取壊し	10戸	10戸	10戸	10戸	10戸		
	的な目標								
	設定								
		予想効果額 〔単位:百万〕	0.7 FM(224)	0.7 FM(224)	0.7 FM(224)	0.7 FM(224)	0.7 FM(224)		
						実行責任 部課等名	建設部 都市住宅課		
						実行関係 部課等名	建設部 都市住宅課		

推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営

No

II -**4**)-5

ļ	具体的	な改革項目	公共施設等総合管	理計画の推進(⑤消防	署所関係)					
	最紀	终目標値	消防署・所の適正な配置							
(伏と課題 までの取組)	必要となっている。	南地区の消防署所(岩村署・明智署)は築45年が経過することから、老朽化が加速するため大規模改修や改築が必要となっている。また、消防業務の多様化・高度化に伴い、専門的知識を有する職員の育成及び配置が重要な課題であり、本部と署の分割化が避けて通れない状況となっている。						
	改革の目的 及び効果 将来の人口減少やファシリティマネジメントの観点から署所の再配置を検討するとともに、職員の資質 軽減を、引いては管理経費の削減を図る。									
	I	切組み内容	消防施設整備計画部内及び市関係音	見行体制の経緯洗い出し 回(国の指針)との整合性 が課の調整、関係機関等 方関係部課との調整→記	確認。	選定→委員会設置)				
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)			
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		·部内調整 ·市関係部課協議 ·委員会等設置	・部内調整 ・市関係部課協議 ・地元、関係団体と の調整協議	- 部内調整 - 市関係部課協議 - 地元、関係団体と の調整協議	- 方針決定	・方針決定による調整・実施			
	具体	消防署・所の適 正配置の検討	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施			
	的な目標設									
	定									
		予想効果額 〔単位:百万〕	-	_	_	1	_			
						実行責任 部課等名	消防本部 消防総務課			
						実行関係 部課等名	消防本部 消防総務課			

Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革) 基本方針 推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営 II -(4)-6 No 具体的な改革項目 公共施設等総合管理計画の推進(⑥消防団関係) 消防団施設の適正化 最終目標値 消防団施設は、消防団員の減少に伴い管理運営が厳しくなるとともに団員の負担となっているため、活性化部会 現状と課題 (これまでの取組) において方向を検討しながら地域との話し合いを持ち、順次集約化を実施している。 改革の目的 人口減や団員減少に伴う消防団拠点施設の適正化のため、現在、58箇所ある消防器具庫を48箇所以下に集約 及び効果 及び車両の廃止、施設管理の団員負担の軽減及び維持管理経費の削減を図る。 ・集約化が遅れている分団に対する施設の維持状態の把握及び将来展望について検討・助言。 ・振興事務所との協議実施。 取り組み内容 ・遊休施設の有効利用に向けた協議実施。 令和7年度 年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 (最終目標値) 革 1 向 け 消防団器具庫の ・消防団器具庫の 消防団器具庫の 消防団器具庫の 消防団器具庫の t 集約化 取り組み内容 集約化 集約化 集約化 集約化 の ・器具庫の廃止及 の進め方 ·器具庫の廃止及 器具庫の廃止及 ・器具庫の廃止及 ·器具庫の廃止及 実施 び車両廃止 び車両廃止 び車両廃止 び車両廃止 び車両廃止 概 要 2戸 2戸 2戸 2戸 器具庫の廃止 2戸 体 的 な 車両廃止 2台 2台 2台 2台 2台 目 標 設 予想効果額 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 FM(27.0) FM(27.0) FM(27.0) (単位:百万) FM(27.0) FM(27.0)

 実行責任
 消防本部

 部課等名
 消防総務課

 実行関係
 各振興事務所

推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営

No

II -**4**)-7

教育委員会事務局生涯学 習課・まちづくり企画部地 域振興課

実行関係 部課等名

ļ	体的	な改革項目	公共施設等総合管理計画の推進(⑦文化施設関係)						
	最終	終目標値	文化施設の運営合	理化及び指定管理者制	制度導入の検証				
(伏と課題 までの取組)			施設を管理運営しており た今後、大規模改修が		ず各施設の老朽化によ ている。		
	改革の目的 及び効果 類似目的施設の利活用や運営合理化を目指すため、指定管理者制度導入に向け取り組む や維持管理経費の軽減に繋げる。また公共施設等総合管理計画に基づき、類似目的施設								
	耳	収り組み内容	明治天皇大井行右目標として指定管理	惺者制度の導入を目指す	体(まちづくり実行組織)				
	年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)		
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		各方面との施設の あり方及び運営方 法の検討並びに調 整	各方面との施設の あり方及び運営方 法の検討並びに調 整	各方面との施設の あり方及び運営方 法の検討並びに調整	各方面との施設の あり方及び運営方 法の検討並びに調 整	人工関連他設の机		
	具体	中山道ひし屋資 料館	協議検討	協議検討	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度 導入の適否検討	指定管理者制度導 入の可否の決定		
	的		協議検討	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定		
	定								
	(予想効果額 〔単位:百万〕	-	-	_	_	_		
						実行責任 部課等名	教育委員会事務局 生涯学習課		

基本方針 Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立(「量」の改革) 推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営 II -(4)-8 No 具体的な改革項目 公共施設等総合管理計画の推進(⑧教職員住宅関係) 現在の管理戸数を37戸から26戸程度とする。 最終目標値 平成16年度の教職員住宅の管理戸数は63戸だったが、管理移管や老朽化による建物の解体等を行い、管理戸 数を減少させてきた。現在も飯地町、大井町、岩村町、山岡町、明智町、上矢作町の地域に1つの教職員住宅施 現状と課題 (これまでの取組) 設があり、37戸の教職員住宅を管理しているが、民間アパートの利用や自宅からの通勤により入居者は減少して いる。 改革の目的 入居者の実績から管理移管及び処分(解体含む)を検討し、管理戸数を減らすことにより、入居者がない状況でも 及び効果 生じている維持管理費の削減を図る。 取り組み内容 管理移管及び処分(解体含む)による管理戸数の削減。 令和7年度 年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 (最終目標値) 革 に 向 け ての 教職員住宅管理 教職員住宅管理 教職員住宅管理移 取り組み内容 教職員住宅管理 協議•検討 実 の進め方 移管または処分 移管または処分 移管または処分 管または処分 施 概 2戸 1戸 4戸 4戸 廃止戸数 体的 な目 標 設

実行責任
部課等名教育委員会事務局
教育総務課実行関係
部課等名教育委員会事務局
教育総務課

0.1

FM(76)

0

FM(19)

FM(76)

予想効果額

(単位:百万)

0.2

FM(38)

推進項目 ④公共施設の効率的な設置・運営

No

II -**4**)-9

具体的な改革項目			公共施設等総合管理計画の推進(⑨学校給食センター関係)									
最終目標値			恵那南地区学校給食センターの統廃合									
現状と課題 (これまでの取組)			・恵那市の将来的な少子化が予想されるのと、恵那南地区の岩村・山岡・明智学校給食センターのうち、特に岩村学校給食センターの老朽化が激しいため、岩村学校給食センターを廃止し、山岡・明智学校給食センターで岩村・上矢作の小中学校、こども園分を配送する恵那南地区学校給食センター配置配送方針を定め、方針に基づき事業を推進していく体制が整った。									
	・恵那南地区の学校給食センターは、岩村・山岡・明智の3センターあるが、そのうち岩村学校給食センタの 成5年に供用開始し、現在かなり老朽化している。山岡学校給食センターは平成12年、明智学校給食センターは不成16年竣工でまだまだ使用可能である。子供の少子化に伴い、今後子供の数が減少してくることから3センターから岩村学校給食センターを廃止し、岩村・上矢作の小、中学校並びにこども園の給食を山岡校給食センターで調理、配送することにより、年間28,000千円の削減が期待できる。											
	取り組み内容		・恵那南地区の学校給食センターの統廃合を検討し、岩村学校給食センターの廃止、山岡・明智学校給食センターで岩村・上矢作分を配送、恵那特別養護学校分を恵那市学校給食センターに変更という方針が令和元年度 決定している。今後、配送コンテナ、食器類の適合調査、山岡学校給食センターで不足している消毒保管庫等の 検討を行う。									
	年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終目標値)					
改革に向けての実施概要	取り組み内容 の進め方		・恵那南地区学校 給食センターの配置で、山岡・明智・センターの沿恵 で、山岡・明舎・センターに新力に新力に新力に変更でではできる。 ターに新り、 ターに消毒保管機 を増設。	・山岡、明智学校 給食センターの2 センターでの調理・ 配送開始。(恵那 特別支援学校は 恵那センターにて 対応開始)	・山岡、明智学校 給食センターの2 センターでの実 施。(恵那特別支 援学校は恵那セン ターにてンターでのま ・岩村センターの 取壊し等実施。	・山岡、明智学校 給食センターの2 センターでの実 施。(恵那特別支援学校は恵那セン ターにて対応)	・山岡、明智学校給食センターの2センターでの実施。(恵那特別支援学校は恵那センターにて対応)					
	具体的な目標設定	恵那南地区3セ ンターの統廃合	·新規配送車設置 ·消毒補完機能增設	2センターでの対応開 始	・2センターでの対応 ・岩村センター取壊し	2センターでの対応	2センターでの対応					
	予想効果額 (単位∶百万)		_	28 FM(288)	_	_	_					
						実行責任 部課等名	教育委員会事務局 学校給食センター					
						実行関係 部課等名	教育委員会事務局 教育総務課					

資 料

■第4次恵那市行財政改革行動計画(令和3年度~令和7年度)による金銭的な効果額の試算

◎第4次恵那市行財政改革行動計画(令和3年度~令和7年度)による効果額の試算

(単位:百万円)

	改革項目		試算額						
基本方針			R03	R04	R05	R06	R07	合計	
	I -(1)-1	市民窓口サービスの向上	_	_	_	_	_	_	
行市	I -(1)-2	行政情報発信の推進	_	_	_	_	_	_	
「サの 質ー視」	I -(2)-1	オンライン申請手続きの推進	_	_	1	1	_	_	
」 の さ に な の 立 る の 立 る の る の る ろ る ろ る ろ る ろ る る る る る る る る	I -(2)-2	公共料金のキャッシュレス決済導入	_	_	-	-	_	_	
革向っ	I -3-1	人材育成の推進	_	_	_	_	_	_	
1/2	I -3-2	働き方改革の推進	_	_	_	_	_	_	
	II -(1)-1	職員提案による業務改善の実施	_	_	_	_	-	-	
	II -(1)-2	業務の自動化による効率化と生産性向上	_	_	_	_	-	-	
	II -(2)-1	職員定数の適正化	112.0	136.0	144.0	176.0	192.0	760.0	
	II -(2)-2	時間外勤務手当の縮減	1.3	2.6	3.9	5.2	6.5	19.5	
	II -(2)-3	定型窓口業務の民間委託	_	_	_	_	_	_	
	II -(3)-1	起債額の適正化と積極的な償還による地方債残高の縮減	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	25.0	
	II -(3)-2	適切な基金額の確保	-	-	ı	ı	-	I	
	I I −③−3	基金運用による安全確実な基金財源の確保		75.0	75.0	75.0	75.0	375.0	
簡	I I −③−4	広告収入事業の推進		1.1	1.2	1.3	1.4	6.0	
素 で	II -(3)-5	市有財産の有効活用		6.0	6.0	6.0	6.0	30.0	
効	I I −③−6	通園バス等の利用者の受益者負担	_	_	ı	1	2.5	2.5	
量的 」な の行	II -(3)-7	下水道区域内(農業集落排水事業区域を含む)の水洗化率の向上	1.5	3.0	4.5	6.0	7.4	22.4	
改政	I - 4 -1	公共施設等総合管理計画の推進(①集会施設(地域限定 施設等)関係)	0.0 (457.0)	_	_		_	0.0 (457.0)	
革経	II -(4)-2	公共施設等総合管理計画の推進(②)高齢福祉施設関係) - 公共施設等総合管理計画の推進(③農業関連施設関係) -	-	_	_	_	0.0	0.0	
確	<u> </u>		_	_	— 0.1		(42.0) 0.0	(42.0) 0.1	
立	II -(4)-3		_	_	(118.0)	_	(168.0)	(286.0)	
	П-4-4	公共施設等総合管理計画の推進(④公営住宅関係)	0.7	0.7 (224.0)	0.7 (224.0)	0.7 (224.0)	0.7 (224.0)	3.5 (1,120.0)	
	II -(4)-5	公共施設等総合管理計画の推進(⑤消防署所関係) 公共施設等総合管理計画の推進(⑥消防団関係) 公共施設等総合管理計画の推進(⑦文化施設関係)	— (ZZ4.0)	— (224.0)	— —	— —	— (ZZ4.0)	— —	
	<u> </u>		-	-	-	-	-	-	
	II -(4)-6		0.3 (27.0)	0.3 (27.0)	0.3 (27.0)	0.3 (27.0)	0.3 (27.0)	1.5 (135.0)	
	II -(4)-7			_ _					
	II -(4)-8	 公共施設等総合管理計画の推進(®教職員住宅関係) 	0.2	_	0.0	0.0	0.1	0.3	
	ш		(38.0)	20.0	(76.0) —	(19.0) —	(76.0)	(209.0)	
	I I − ④ −9	公共施設等総合管理計画の推進(⑨学校給食センター関係)	_	28.0 (288.0)			_	(288.0)	
		合 計	203.0	257.7	240.7	275.5	296.9	1,273.8	
H N				(539.0)	(445.0)	(270.0)	(537.0)	(2,537.0)	

【共通事項】

- ※行動計画の目標が「協議検討の後に方針決定、実施」となっている場合は、試算額 としています。 ※効果額は方針が決定した後に反映します。また、施設等の移譲・廃止等による効果額は、移譲・廃止等を行った年度に計上します。

- 【試算額が2段書きとなっている項目】 ※上段の合計額は、ファシリティマネジメントの効果額を除いた金額(維持運営費等の実効果額)となります。 ※下段()の金額は、ファシリティマネジメントを実施することにより、将来発生する大規模改修・更新費用を効果額とします。

第 4 次惠那市行財政改革行動計画

- 未来へつなぐ行政運営の推進 -

発行者/恵那市役所

まちづくり企画部 企画課 〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 TEL/0573-26-2111